

御裝束同親王儀、但源氏座在孫庇、西面北上、前置圓座、其下置理髮具入柳筥、

〔九條年中行事 二月〕位祿事二月中之旬行之

一上卿著陣座、左大辨執申位祿文、可申之由、大臣諾、史宮入諸大夫命婦歷名各一卷、主稅寮別納租

穀勘文一卷、官充文一卷注位階不注名、目錄一卷、去年書出二枚之中、一枚注某國若干具、四位若干人、五位

若干人、右狀注一世、源氏女御、更衣、外衛督佐、左右馬寮頭助、二寮頭助、外記史等料但件狀隨時可取捨

〔空穂物語 藤原の君〕むかし藤原の君ときこゆる一世の源氏、おはしましけり、略中みかごとなり

たまひ、ぐにしり給はましがば、あめの下ゆたかなりぬべき君なりと、せかいこそりて申時に下略

〔岷江入楚桐一〕源氏ノ姓、是は嵯峨天皇弘仁五年に、男女の皇子卅餘人に、始て源氏の姓をぐ

だされてよりはじまる、其前は源氏の姓はないぞ、其前は皇子も凡人にくだるとては、色々の姓

があつたぞ、源の姓が出来てからは、皇子の前の姓になる事は又ないぞ、それによつて帝王の御

子の臣下にくだるをば、一世の源氏と云、親王宣下あれば親王なり、臣下になる時の事なり、又親

王の子の臣下になるを、二世の源氏といふ、天子御孫なり、嵯峨天皇より後は別の姓に成給はぬ

ゆゑに、天子の子又孫をば、みな源氏と云ぞ、但近代は、天子のまごひこも、御猶子にて親王に成給

ふ事あり、天子の彦其子までも、三世の源氏、四世の源氏とも云べきぞ、

賜姓後復親王

〔三代實錄光孝〕仁和三年八月廿五日丙寅詔曰、朕之諸兄皆錫朝臣之姓、斯誠節國用、息民勞之計也、

今驚台列本列一之昌言、仰思祿祏之重業、天潢豈可无一派、重華豈可无一枝、圖億兆之平安、尋磐石

於漢典、占寰宇之固鎮、詠維城於周籥、匪劉匪姬、竟爲其選、第七皇子定省、多年二十一、便侍朕躬、未

曾出閣、寬仁孝悌、朕所鍾憐、前被混昆弟之鷹行、遽編一戶、今欲傳祖宗之駿命、何澁請任、苟不爲身、誰

嫌反汗、其削臣姓、以列親王、心星宜肖帝子之名、岱岳辭天孫之號、廿六日丁卯、天皇聖體乖豫、是